

議案第六号

杉並区私道の整備等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十年二月十六日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区私道の整備等に関する条例の一部を改正する条例
杉並区私道の整備等に関する条例（昭和五十七年杉並区条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「（昭和三十三年法律第七十九号。以下「法」という。）」を削り、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 私道の整備 私道に係る次に掲げる整備をいう。

ア 簡易な舗装又は側溝の新設工事又は改修工事

イ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）に基づく私道の排水設備の工事が行われた後の路面の復旧工事

ウ 簡易な舗装又は側溝の補修工事

エ 雨水ますの清掃

第三条及び第四条を次のように改める。

（私道の整備に係る助成）

第三条 区は、私道の整備（前条第二号ア及びイに規定する整備に限る。次項において同じ。）を行う者に対し、その申請に基づき、次に掲げる要件を満たす場合には、予算の範囲内で、規則の定めるところにより助成金を交付することができる。

一 私道の幅員が一・二メートル以上であること。

二 私道の両端又は一端が公道、認定外道路又は私道のうち規則で定めるものと接続するものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める要件を備えるものであること。

2 前項の規定によるもののほか、区長が公益上必要があると認めるときは、私道の整備に係る助成金を交付することができる。

第四条 区は、私道の整備（第二条第二号ウ及びエに規定する整備に限る。次項において同じ。）を受けようとする者の申請に基づき、前条第一項各号に掲げる要件（第二条第二号エに規定する整備にあつては、同項第一号及び第二号に掲げる要件）を満たす場合には、予算の範囲内で、整備を行い、その整備に要した費用の全額を負担することができる。

2 前項の規定によるもののほか、区長が公益上必要があると認めるときは、私道の整備を行い、その整備に要した費用の全額を負担することができる。

第五条を削る。

第六条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第三号中「くみ取り便所等」を「くみ取便所等」に改め、同条を第五条とする。

第七条の見出し中「整備費等」を「助成金等」に改め、同条中「第五条の整備又は前条の助成金」を「第三条若しくは前条の助成金又は第四条の私道の整備」に、「当該整備」を「当該助成金又は当該私道の整備」に改め、「若しくは当該助成金」を削り、同条を第六条とし、第八条を第七条とする。

附 則

1 この条例は、平成二十年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第六条第一項の改正規定（同条を第五条とする部分を除く。）は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区私道の整備等に関する条例の規定は、施行日以後に行われた整備の申請について適用し、施行日前に行われた整備の申請については、なお従前の例による。

（提案理由）

私道の整備の助成方法を改める等の必要がある。

杉並区私道の整備等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

資 料

新 条 例	旧 条 例
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 私道の整備 私有地に係る次に掲げる整備をいう。</p> <p>ア 簡易な舗装又は側溝の新設工事又は改修工事</p> <p>イ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）に基づく私有地の排水設備の工事が行われた後の路面の復旧工事</p> <p>ウ 簡易な舗装又は側溝の補修工事</p> <p>エ 雨水ますの清掃</p> <p>三 私道の排水設備 下水道法</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 私道の排水設備 下水道法（昭和三十</p>

第二条第八号に規定する処理区域内の私道に、下水を排除するために設けられる施設をいう。

(私道の整備に係る助成)

第三条 区は、私道の整備(前条第二号ア及びイに規定する整備に限る。次項において同じ。)を行う者に対し、その申請に基づき、次に掲げる要件を満たす場合には、予算の範囲内で、規則の定めるところにより助成金を交付することができる。

一 私道の幅員が一・二メートル以上であること。

二 私道の両端又は一端が公道、認定外道路又は私道のうち規則で定めるものと接続するものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める要件を備えるものであること。

2 | 前項の規定によるもののほか、区長が公

三年法律第七十九号。以下「法」という。)第二条第八号に規定する処理区域内の私道に、下水を排除するために設けられる施設をいう。

(整備の種類)

第三条 整備の種類は、次のとおりとする。

一 簡易な舗装若しくは側溝の新設工事、改修工事又は補修工事

二 雨水ますの清掃

三 法に基づく私道の排水設備の工事が行われた後の路面の復旧工事

益上必要があると認めたときは、私道の整備に係る助成金を交付することができる。

第四条 区は、私道の整備（第二条第二号ウ及びエに規定する整備に限る。次項において同じ。）を受けようとする者の申請に基づき、前条第一項各号に掲げる要件（第二条第二号エに規定する整備にあつては、同項第一号及び第二号に掲げる要件）を満たす場合には、予算の範囲内で、整備を行い、その整備に要した費用の全額を負担することができる。

2 前項の規定によるもののほか、区長が公益上必要があると認めたときは、私道の整備を行い、その整備に要した費用の全額を負担することができる。

（整備の要件）

第四条 区が整備を行うことができる私道は、次の各号に掲げる要件を備えた私道とする。

一 幅員が一・二メートル以上であること。

二 両端又は一端が公道、認定外道路若しくは私道のうち規則で定めるものと接続するものであること。

2 前項の規定によるもののほか、区長が特に公益上必要があると認められた私道については、区は、整備を行うことができる。

（整備の方法）

第五条 区は、整備を受けようとする者の申請に基づき、予算の範囲内で、整備を行いその整備に要した費用の全額を負担するも

(排水設備に係る助成)

第五条 区は、公共下水道管理者が適当と認められた私道の排水設備を新設し、又は改築する者に対し、その申請に基づき、次に掲げる要件を満たし、かつ、区長が適当と認められた場合には、予算の範囲内で、規則の定めるところにより助成金を交付することができる。

一及び二 略

三 排水設備に下水を排除することができないものが二戸以上あり、新設する場合は、それらが直ちにくみ取便所等^を水洗便所に改造するものとし、改築する場合は、老朽化等やむを得ない原因で当該排水設備の全部を改築する必要が生じたものであること。

四 略

2 略

のとする。

(排水設備に係る助成)

第六条 区は、公共下水道管理者が適当と認められた私道の排水設備を新設し、又は改築する者に対し、その申請に基づき、次の各号に掲げる要件を満たし、かつ、区長が適当と認められた場合には、予算の範囲内で、規則の定めるところにより助成金を交付することができる。

一及び二 略

三 排水設備に下水を排除することができないものが二戸以上あり、新設する場合は、それらが直ちにくみ取り便所等^を水洗便所に改造するものとし、改築する場合は、老朽化等やむを得ない原因で当該排水設備の全部を改築する必要が生じたものであること。

四 略

2 略

(助成金等の返還)

第六条 偽りその他不正の手段により、第三条若しくは前条の助成金又は第四条の私道の整備を受けた者があるときは、区は、当該助成金又は当該私道の整備に要した費用に相当する金額の全部又は一部を、その者から返還させることができる。

(委任)

第七条 略

(整備費等の返還)

第七条 偽りその他不正の手段により、第五条の整備又は前条の助成金を整備を受けた者があるときは、区は、当該整備に相当する金額若しくは当該助成金の全部又は一部を、その者から返還させることができる。

(委任)

第八条 略